



鳥取県公報

平成15年11月13日(木)
号外第145号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果の公表(7) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、平成14年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成15年11月13日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 鳥取県監査委員 | 山 | 田 | 次 | 彦 |
| 鳥取県監査委員 | 井 | 上 | 耐 | 子 |
| 鳥取県監査委員 | 石 | 村 | 祐 | 輔 |
| 鳥取県監査委員 | 鍵 | 谷 | 純 | 三 |

1 報告

(1) 監査の概要

ア 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査の実施については、次の点を主な着眼点とした。

- (ア) 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。

イ 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(ア) 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類又は事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として行う監査

(イ) 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を受けて行う監査

ウ 監査実施機関の数

| 区 分 | 監 査 対 象 機 関 の 数 | 監 査 実 施 機 関 の 数 | 左 の 内 訳 | |
|-------------|--------------------|--------------------|---------|---------|
| | | | 実 地 監 査 | 書 面 監 査 |
| 知 事 部 局 | 121 | 121 | 106 | 15 |
| 企 業 局 | 4 | 4 | 3 | 1 |
| 病 院 局 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| 教 育 委 員 会 | 49 | 49 | 21 | 28 |
| 警 察 本 部 | 12 | 12 | 5 | 7 |
| 委 員 会 等 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| 県 議 会 事 務 局 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 協 議 会 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 合 計 | 194 | 194 | 142 | 52 |

エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦
同 井上 耐子
同 石村 祐輔
同 鍵谷 純三

なお、監査委員 石村祐輔は、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、日野総合事務所県土整備局、道路課、都市計画課、河川砂防課、旧中部ダム予定地域振興課、鳥取地方県土整備局、八頭地方県土整備局、倉吉地方県土整備局、米子地方県土整備局及び姫路鳥取線用地事務所については監査を行っていない。

(2) 監査結果

ア 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務等について不適正なものがあったので、イの実施状況に記載のとおり指摘し、及び改善するよう求めた。

また、次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項について文書により注意を行った。

(ア) 収入事務

調定金額の誤り、調定の遅延、未収金の増加、督促状発行の漏れその他の収入事務手続の不適正

(イ) 支出事務

資金前渡又は概算払の精算の遅延その他の支出事務手続の不適正

(ウ) 契約事務

随意契約の理由の不適正、変更契約の不適正、契約事務の遅延その他の契約事務手続の不適正

(エ) 補助金等事務

交付決定の遅延、実績報告書の徴取の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

(オ) 財産管理事務

郵券類の管理の不適正、公有財産に係る事務手続終了報告の未提出、物品損傷報告の漏れその他の財産管理事務処理の不適正

イ 実施状況

(ア) 防災監

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------------|-------------|---------|
| 防 災 危 機 管 理 課 | 平成15年 9月11日 | 実 地 監 査 |
| 消 防 課 | 平成15年 9月 2日 | 〃 |
| 消 防 学 校 | 平成15年 7月22日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(イ) 総務部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---|-------------|---------|
| 総 務 課 | 平成15年 9月10日 | 実 地 監 査 |
| 県 民 室 | 平成15年 8月20日 | 〃 |
| 広 報 課 | 平成15年 8月28日 | 〃 |
| 管 財 課 | 平成15年 9月 3日 | 〃 |
| 職 員 課 | 平成15年 9月10日 | 〃 |
| 財 政 課 | 平成15年 9月11日 | 〃 |
| 税 務 課 | 平成15年 8月28日 | 〃 |
| 市 町 村 振 興 課 | 平成15年 9月10日 | 〃 |
| 国 際 課 | 平成15年 8月 6日 | 〃 |
| 電 子 県 庁 推 進 課 | 平成15年 8月28日 | 〃 |
| 行 政 監 察 室 | 平成15年 8月 1日 | 〃 |
| 人 権 推 進 課 | 平成15年 8月 7日 | 〃 |
| 同 和 対 策 課 | 〃 | 〃 |
| 東 京 事 務 所 | 平成15年 7月22日 | 書 面 監 査 |
| 大 阪 事 務 所 | 平成15年 4月23日 | 実 地 監 査 |
| 日 野 総 合 事 務 所 県 民 局 福 祉 保 健 局 農 林 局 県 土 整 備 局 | 平成15年 7月 9日 | 〃 |
| 公 文 書 館 | 平成15年 9月10日 | 〃 |
| 中 部 県 民 局 | 平成15年 7月15日 | 〃 |
| 西 部 県 民 局 | 平成15年 3月20日 | 〃 |
| 自 治 研 修 所 | 平成15年 6月 3日 | 〃 |
| 東 部 県 税 事 務 所 | 平成15年 7月16日 | 〃 |
| 中 部 県 税 事 務 所 | 平成15年 7月15日 | 〃 |
| 西 部 県 税 事 務 所 | 平成15年 7月10日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

役務費、使用料及び賃借料等の資金前渡について返納を伴う精算が遅延しているものが多数見受け

られ、中には、大幅に遅延しているものもあった。(国際課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ウ) 企画部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------------|------------|---------|
| 企 画 振 興 課 | 平成15年9月2日 | 実 地 監 査 |
| 情 報 政 策 課 | 平成15年9月3日 | 〃 |
| 交 通 政 策 課 | 平成15年8月27日 | 〃 |
| 統 計 課 | 平成15年9月4日 | 〃 |
| 文 化 振 興 課 | 平成15年8月19日 | 〃 |
| 国 内 交 流 推 進 室 | 平成15年8月7日 | 〃 |
| 観 光 課 | 平成15年8月1日 | 〃 |
| 景 観 自 然 課 | 平成15年8月27日 | 〃 |
| 国 民 文 化 祭 推 進 局 | 平成15年8月19日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(エ) 福祉保健部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---|------------|---------|
| 福 祉 保 健 課 | 平成15年9月10日 | 実 地 監 査 |
| 障 害 福 祉 課 | 平成15年8月20日 | 〃 |
| 長 寿 社 会 課 | 平成15年9月4日 | 〃 |
| 子 ども 家 庭 課 | 平成15年8月28日 | 〃 |
| 医 務 薬 事 課 | 平成15年8月6日 | 〃 |
| 健 康 対 策 課 | 平成15年9月3日 | 〃 |
| 東 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー 東 部 福 祉 事 務 所 鳥 取 保 健 所 | 平成15年7月16日 | 〃 |
| 東 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー 八 頭 地 域 保 健 福 祉 部 | 平成15年6月3日 | 〃 |
| 中 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー 中 部 福 祉 事 務 所 倉 吉 保 健 所 | 平成15年7月2日 | 〃 |
| 西 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー 西 部 福 祉 事 務 所 米 子 保 健 所 | 平成15年7月8日 | 〃 |
| 福 祉 相 談 セ ン タ ー 婦 人 相 談 所 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 | 平成15年7月28日 | 書 面 監 査 |

| | | |
|------------|------------|------|
| 知的障害者更生相談所 | | |
| 中央児童相談所 | | |
| 皆成学園 | 平成15年5月19日 | 実地監査 |
| 積善学園 | 平成15年7月28日 | 書面監査 |
| 皆生小児療育センター | 平成15年3月20日 | 実地監査 |
| 鳥取療育園 | 平成15年6月4日 | " |
| 母来寮 | 平成15年6月26日 | " |
| 岩井長者寮 | 平成15年7月22日 | 書面監査 |
| 倉吉児童相談所 | 平成15年5月19日 | 実地監査 |
| 米子児童相談所 | 平成15年7月22日 | 書面監査 |
| 喜多原学園 | 平成15年7月28日 | " |
| 保育専門学院 | 平成15年7月2日 | 実地監査 |
| 鳥取看護専門学校 | 平成15年7月22日 | 書面監査 |
| 倉吉総合看護専門学校 | 平成15年7月2日 | 実地監査 |
| 精神保健福祉センター | 平成15年3月14日 | " |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

電柱敷地等の行政財産使用料について、前年度に指示を行ったにもかかわらず、調定時期が大幅に遅れ、更に調定漏れにより徴収を行っていないものがあった。(障害福祉課)

県立肢体不自由児施設の利用に係る多額の児童福祉施設費弁償金について、その調定が大幅に遅延していた。(障害福祉課)

介護支援専門員実務研修受講試験支援システムに係る業務委託契約について、業務の完了後に契約を締結していたもの及び競争入札に付すべきものを理由なく随意契約としていたものがあった。(長寿社会課)

補助金について、交付決定等の事務手続が遅延していたものがあり、中でも、へき地医療機関医師研修事業補助金については、前年度に注意を行ったにもかかわらず、大幅に遅延していた。(医務薬事課)

平成12年度鳥取県立中央病院施設整備費補助金について、額の確定を1年以上行わなかったため、精算に伴う返納金の収納が大幅に遅延していた。(健康対策課)

平成13年度の生活保護の被保護者等に対する県の見舞金について、返納金を受領しながらその手続を誤り、返納金がないものとして処理していたため、収納が大幅に遅延しているものがあった。(東部健康福祉センター)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(オ) 生活環境部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------------|------------|---------|
| 環 境 政 策 課 | 平成15年9月4日 | 実地監査 |
| 環 境 管 理 推 進 課 | 平成15年8月1日 | " |
| 循 環 型 社 会 推 進 課 | 平成15年8月19日 | " |
| 男 女 共 同 参 画 推 進 課 | 平成15年8月20日 | " |

| | | |
|---------------------|-------------|---------|
| 県 民 生 活 課 | 平成15年 8月27日 | 〃 |
| 県 民 活 動 推 進 課 | 平成15年 9月 3日 | 〃 |
| 住 宅 環 境 課 | 平成15年 9月 2日 | 〃 |
| 衛 生 環 境 研 究 所 | 平成15年 6月26日 | 〃 |
| 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー | 平成15年 7月22日 | 書 面 監 査 |
| 食 肉 衛 生 検 査 所 | 〃 | 〃 |
| 消 費 生 活 セ ン タ ー | 平成15年 3月20日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

ガスクロマトグラフの定期点検に係る委託契約等について、予定価格が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。(衛生環境研究所)

廃棄薬品の処分に係る委託契約について、予定価格の積算が適正でなかったため不落札となり、予定価格を上回る額で随意契約を行っていた。(衛生環境研究所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(カ) 商工労働部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------------|-------------|---------|
| 経 済 政 策 課 | 平成15年 9月10日 | 実 地 監 査 |
| 経 済 交 流 課 | 平成15年 8月20日 | 〃 |
| 市 場 開 拓 課 | 平成15年 9月 4日 | 〃 |
| 産 業 開 発 課 | 平成15年 9月 2日 | 〃 |
| 労 働 雇 用 課 | 平成15年 9月 3日 | 〃 |
| 産 業 技 術 セ ン タ ー | 平成15年 7月 4日 | 〃 |
| 倉 吉 高 等 技 術 専 門 校 | 平成15年 7月10日 | 書 面 監 査 |
| 米 子 高 等 技 術 専 門 校 | 平成15年 6月26日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、未収金の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、履行延期等関係法令に基づくきめ細かな対策も講じた上、収入未済の解消に努められたい。

中小企業近代化資金について、前年度より未収額が減少しているものの、収納率が低下し、未収金が多額であった。(経済政策課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(キ) 農林水産部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------------|-------------|---------|
| 農 政 課 | 平成15年 9月10日 | 実 地 監 査 |
| 市 場 開 拓 課 (再 掲) | 平成15年 9月 4日 | 〃 |
| 経 営 支 援 課 | 平成15年 8月 7日 | 〃 |
| 団 体 指 導 課 | 平成15年 9月11日 | 〃 |

| | | |
|-----------------------|-------------|---------|
| 生 産 振 興 課 | 平成15年 8月20日 | 〃 |
| 畜 産 課 | 平成15年 8月 6日 | 〃 |
| 耕 地 課 | 平成15年 8月27日 | 〃 |
| 林 政 課 | 平成15年 8月28日 | 〃 |
| 森 林 保 全 課 | 平成15年 9月 3日 | 〃 |
| 水 産 課 | 平成15年 9月 4日 | 〃 |
| 鳥 取 地 方 農 林 振 興 局 | 平成15年 7月16日 | 〃 |
| 八 頭 地 方 農 林 振 興 局 | 平成15年 7月 3日 | 〃 |
| 倉 吉 地 方 農 林 振 興 局 | 平成15年 7月 2日 | 〃 |
| 米 子 地 方 農 林 振 興 局 | 平成15年 7月10日 | 〃 |
| 鳥 取 家 畜 保 健 衛 生 所 | 平成15年 7月18日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 家 畜 保 健 衛 生 所 | 平成15年 7月 8日 | 実 地 監 査 |
| 溝 口 家 畜 保 健 衛 生 所 | 平成15年 7月18日 | 書 面 監 査 |
| 農 業 大 学 校 | 平成15年 5月19日 | 実 地 監 査 |
| 農 業 試 験 場 | 平成15年 7月18日 | 書 面 監 査 |
| 病 害 虫 防 除 所 | 〃 | 〃 |
| 園 芸 試 験 場 | 平成15年 6月26日 | 実 地 監 査 |
| 畜 産 試 験 場 | 平成15年 3月19日 | 〃 |
| 中 小 家 畜 試 験 場 | 〃 | 〃 |
| 大 山 農 地 開 発 局 | 平成15年 7月10日 | 〃 |
| 林 業 試 験 場 | 平成15年 5月20日 | 〃 |
| 境 港 水 産 事 務 所 | 平成15年 6月27日 | 〃 |
| 境 港 水 産 物 地 方 卸 売 市 場 | 〃 | 〃 |
| 水 産 試 験 場 | 〃 | 〃 |
| 栽 培 漁 業 セ ン タ ー | 〃 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

なお、未収金の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、支払猶予等関係法令に基づくきめ細かな対策も講じた上、収入未済の解消に努められたい。

農業改良資金貸付金について、収納率が前年度より低下するとともに未収額が増加し、未収金が多額であった。(経営支援課)

鳥取二十世紀梨記念館の一部施設について、施設利用料が調定されていなかった。また、平成13年度については、使用許可申請書が提出されていたにもかかわらず使用許可を行わず、調定もしていなかった。(生産振興課)

肉用牛増頭支援対策事業費補助金について、算定を誤り過大に交付していた。(鳥取地方農林振興局)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ク) 県土整備部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|--------------|------------|---------|
| 管 理 課 | 平成15年9月9日 | 実 地 監 査 |
| 道 路 課 | 〃 | 〃 |
| 都 市 計 画 課 | 〃 | 〃 |
| 河 川 砂 防 課 | 〃 | 〃 |
| 旧中部ダム予定地域振興課 | 〃 | 〃 |
| 空 港 港 湾 課 | 平成15年8月20日 | 〃 |
| 建 築 課 | 平成15年8月6日 | 〃 |
| 鳥取地方県土整備局 | 平成15年7月16日 | 〃 |
| 八頭地方県土整備局 | 平成15年7月3日 | 〃 |
| 倉吉地方県土整備局 | 平成15年7月15日 | 〃 |
| 米子地方県土整備局 | 平成15年7月10日 | 〃 |
| 姫路鳥取線用地事務所 | 平成15年5月20日 | 〃 |
| 鳥取空港管理事務所 | 平成15年6月4日 | 〃 |
| 鳥取港湾事務所 | 平成15年6月3日 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

米子駅前通り土地区画整理事業に伴って米子市から交付を受けるべき清算金について、多額の未収金が存在するため、その収納等について関係機関と協議をする等適正な処理をするよう平成5年に指示し、かつ、平成12年に注意を行っているにもかかわらず、具体的な取組がなされていない。(都市計画課)

継続許可分に係る多額の道路占用料が大幅に遅延して調定されていた。(鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局)

積算補助業務委託について、技術員の単価を誤って積算したため設計額が過大になり、高額な契約となっているものがあった。(鳥取地方県土整備局)

継続許可分に係る多額の道路占用料等が大幅に遅延して調定されていた。(倉吉地方県土整備局及び米子地方県土整備局)

橋津川水門ゲート設備点検に係る委託契約について、契約額が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格が設定されていなかった。(倉吉地方県土整備局)

港湾施設使用料、財産貸付収入等について、前年度に指示しているにもかかわらず、未収金が増加していた。(鳥取港湾事務所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ケ) 出納局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 出 納 局 | 平成15年8月20日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(コ) 企業局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------|------------|---------|
| 企 業 局 | 平成15年7月17日 | 実 地 監 査 |
| 東 部 事 務 所 | " | 書 面 監 査 |
| 中 部 管 理 所 | " | 実 地 監 査 |
| 西 部 事 務 所 | 平成15年7月10日 | " |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(サ) 病院局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 病 院 局 | 平成15年7月17日 | 実 地 監 査 |
| 中 央 病 院 | " | " |
| 厚 生 病 院 | 平成15年7月15日 | " |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

臨床検査業務に係る委託契約について、支出予定額が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格が設定されていなかった。(中央病院)

放射線量測定業務に係る委託契約について、契約に定める業務が実施されていないにもかかわらず、業者から提出された完了通知により履行確認を行っていた。(中央病院)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(シ) 教育委員会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------------|------------|---------|
| 総 務 福 利 課 | 平成15年9月11日 | 実 地 監 査 |
| 小 中 学 校 課 | 平成15年8月1日 | " |
| 高 等 学 校 課 | 平成15年8月6日 | " |
| 生 涯 学 習 課 | 平成15年8月19日 | " |
| 人 権 ・ 同 和 教 育 課 | 平成15年8月7日 | " |
| 文 化 課 | 平成15年8月28日 | " |
| 体 育 保 健 課 | 平成15年9月2日 | " |
| 教 育 セ ン タ ー | 平成15年7月24日 | 書 面 監 査 |
| 生 涯 学 習 セ ン タ ー | 平成15年5月20日 | 実 地 監 査 |
| 図 書 館 | 平成15年7月24日 | 書 面 監 査 |
| 博 物 館 | 平成15年6月4日 | 実 地 監 査 |
| 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー | 平成15年7月24日 | 書 面 監 査 |
| ス ポ ー ツ セ ン タ ー | " | " |
| 鳥 取 東 高 等 学 校 | " | " |

| | | |
|----------------------------------|-------------|---------|
| 鳥 取 西 高 等 学 校 同 附 属 久 松 幼 稚 園 | 平成15年 8月13日 | ” |
| 鳥 取 商 業 高 等 学 校 | 平成15年 7月17日 | 実 地 監 査 |
| 鳥 取 工 業 高 等 学 校 | 平成15年 7月 3日 | ” |
| 鳥 取 西 工 業 高 等 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 農 業 高 等 学 校 | ” | ” |
| 鳥 取 湖 陵 高 等 学 校 | 平成15年 7月17日 | 実 地 監 査 |
| 岩 美 高 等 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 八 頭 高 等 学 校 | 平成15年 7月 3日 | 実 地 監 査 |
| 智 頭 農 林 高 等 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 青 谷 高 等 学 校 | ” | ” |
| 倉 吉 東 高 等 学 校 | ” | ” |
| 倉 吉 西 高 等 学 校 | ” | ” |
| 倉 吉 農 業 高 等 学 校 | ” | ” |
| 倉 吉 産 業 高 等 学 校 | 平成15年 5月19日 | 実 地 監 査 |
| 倉 吉 工 業 高 等 学 校 | 平成15年 7月 8日 | ” |
| 由 良 育 英 高 等 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 赤 碓 高 等 学 校 | ” | ” |
| 米 子 東 高 等 学 校 | 平成15年 6月26日 | 実 地 監 査 |
| 米 子 西 高 等 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 米 子 高 等 学 校 | ” | ” |
| 米 子 南 高 等 学 校 | ” | ” |
| 米 子 工 業 高 等 学 校 | ” | ” |
| 淀 江 産 業 技 術 高 等 学 校 | 平成15年 3月19日 | 実 地 監 査 |
| 境 高 等 学 校 | 平成15年 6月27日 | ” |
| 境 水 産 高 等 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 境 港 工 業 高 等 学 校 | ” | ” |
| 日 野 高 等 学 校 | 平成15年 7月 9日 | 実 地 監 査 |
| 鳥 取 盲 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 聾 ^{ろう} 学 校 | ” | ” |
| 鳥 取 養 護 学 校 | ” | ” |
| 白 兔 養 護 学 校 | 平成15年 6月 4日 | 実 地 監 査 |
| 倉 吉 養 護 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |
| 皆 生 養 護 学 校 | 平成15年 3月20日 | 実 地 監 査 |
| 米 子 養 護 学 校 | 平成15年 7月24日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

なお、未収金の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、条例又は規則に基づく手続等により、債務の減免、履行の猶予等きめ細かな対策も講じた上、収入未済の解消に努められたい。

多額の行政財産使用料が、大幅に遅延して調定されていた。(総務福利課)

概算旅費、報償費等の資金前渡について、返納を伴う精算が遅延しているものが多数見受けられ、中には、大幅に遅延しているものがあった。(小中学校課)

進学奨励資金貸付金について、収納率が前年度より低下するとともに未収額が増加し、未収金が多額であった。(人権・同和教育課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ス) 警察本部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-----------|-------------|---------|
| 警 察 本 部 | 平成15年 8月27日 | 実 地 監 査 |
| 岩 美 警 察 署 | 平成15年 7月25日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 警 察 署 | 平成15年 3月14日 | 実 地 監 査 |
| 郡 家 警 察 署 | 平成15年 7月25日 | 書 面 監 査 |
| 智 頭 警 察 署 | 平成15年 5月20日 | 実 地 監 査 |
| 浜 村 警 察 署 | 平成15年 7月30日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 警 察 署 | 平成15年 7月 8日 | 実 地 監 査 |
| 八 橋 警 察 署 | 平成15年 7月30日 | 書 面 監 査 |
| 米 子 警 察 署 | 平成15年 7月25日 | 〃 |
| 境 港 警 察 署 | 〃 | 〃 |
| 溝 口 警 察 署 | 平成15年 7月 9日 | 実 地 監 査 |
| 黒 坂 警 察 署 | 平成15年 7月25日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(セ) 委員会等

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------------------|-------------|---------|
| 監 査 委 員 事 務 局 | 平成15年 9月11日 | 実 地 監 査 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 平成15年 8月 1日 | 〃 |
| 地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 | 〃 | 〃 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ソ) 県議会事務局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|-------------|-------------|---------|
| 県 議 会 事 務 局 | 平成15年 8月 6日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(タ) 協議会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|----------------|------------|---------|
| 旧中部ダム予定地域振興協議会 | 平成15年7月22日 | 書 面 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

2 監査意見

(1) 総務部

ア 機構改革等に対する評価について(職員課及び行政経営推進課)

近年、組織再編が頻繁に行われ、度重なる名称変更が行われたり、職員が10人未満の課が多数設置されている。多様化している県政の課題に迅速に対応するための組織再編は必要なことではあるものの、頻繁に名称の変更や所掌事務の異動が行われると、窓口が分かりにくい等県民サービスの低下につながることも懸念される。また、職員が少数の場合には、組織としての機動力又はチェック機能の低下も心配される。

更に、平成14年度においては、定期異動を含めて16回の人事異動が行われた。不足する人員を補充し体制を強化するための異動は必要ではあるものの、度重なる異動が職員の職務に対する責任感を低下させることも懸念される。

については、これまでの機構改革及び人事異動を再評価し、県の組織及び機構がより有効に機能するよう努められたい。

イ 予算的的確な編成及び適切な執行について(財政課)

県税及び地方交付税による歳入が大幅に落ち込む中で、県債の発行が増加しており、厳しい財政状況の下で、より一層効果的な予算の執行が求められている。しかし、監査の結果、多額の不用額を生じたもの、補助の要件が実情にあわず執行されなかったもの、不必要と思われる概算払いが行われていたもの、調査・協議の不足から事業中止となったもの等が見受けられた。

については、十分な検討に基づく予算要求、的確な査定及び効率的で適切な予算執行がなされるよう努められたい。

ウ 実行委員会による事業実施について(財政課)

近年、実行委員会を設置してシンポジウム、フォーラム等を実施する事例がしばしば見受けられる。実行委員会による事業の実施は、事業を円滑かつ効果的に実施できるという長所がある反面、会計事務の審査体制が確立されていない場合は不明朗な会計処理がなされるおそれがある。

については、実行委員会による事業実施の必要性を十分吟味するとともに、実施が適当と判断される場合は、複数の者による実質的な会計審査が行われるよう指導されたい。

(2) 総務部及び出納局共通

郵券の管理及び後納制度の活用について(総務課及び出納局)

郵券の購入及び管理の適正化については、従来から注意を喚起してきたところであるが、本年度の監査においても、必要以上の在庫を保有しているもの及び在庫の確認が十分に行われていないものが散見された。

については、料金後納制度を活用することにより在庫を縮減するとともに、毎月の現在高確認を徹底する等郵券の適正管理について指導されたい。

(3) 総務部及び教育委員会共通

未収金に関する関係課の連携について(同和対策課、高等学校課及び人権・同和教育課)

同和対策課、高等学校課及び人権・同和教育課は、それぞれ修学に要する資金の貸付けを行っているが、各貸付金とも未収金の増大及び収納率の低下が顕著であり、現状のままでは未収金がますます増大することが懸念される。

については、関係課が連携・協力をして、収入未済の解消及び新たな未収金の発生防止に一層努められたい。

(4) 企画部

ア 21世紀ビジョンの今後の在り方について(企画振興課)

鳥取県21世紀ビジョンは、県民からの夢及び提言を、これからの新しい県づくりの指針としてまとめたものであり、「すぐにも取り組める施策については、毎年度の予算編成等を通じて施策の具体化を図る」との位置付けがなされている。

しかし、施策化する義務はなく、また、その位置付けが認識されていないため、あまり活用されていないと聞いている。

については、県の行政に有効に活用されるよう、今後の在り方について検討されたい。

イ 県民の日について(地域自立戦略課)

とっとり県民の日(9月12日)については、記念事業の実施及び公共施設の無料開放といった取組が行われているが、事業の実施状況を見ても、県民の参加者が少なく、県民に浸透しているとは言いがたい状況である。

については、とっとり県民の日の在り方について、広く県民の意見を聴く等して、根本的な見直しを検討されたい。

(5) 福祉保健部

ア 社会的引きこもりの対策について(健康対策課)

近年、精神疾患以外の原因で、長期間にわたって自宅に閉じこもり、社会参加を行わない社会的引きこもりが問題となっている。

このため、個別相談等の家族支援、引きこもり者のデイケア、社会参加支援事業等が行われているが、県内における引きこもり者数の把握等基本的な実態が掌握されていない状況である。

については、引きこもりを放置すれば家庭内暴力又は社会的な事件に結びつくことも危ぐされることから、早急に実態の把握を行うとともに、なお一層の取組に努められたい。

イ 健康づくりの推進について(健康対策課)

平均寿命は年々延びる一方で、ガン、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加している。

しかし、県民が自らの健康づくりを進めていく上で基本的な取組である健康診査又はガン検診の受診率は、年々向上はしているものの、依然として低い状況である。

については、市町村と協調・連携をして、健康診査等の受診率向上への取組を強化されたい。

(6) 福祉保健部及び教育委員会共通

性教育の充実について(健康対策課及び体育保健課)

近年、社会環境の変化等により性に関する考え方が急速に変化し、若者を中心に性器クラミジア感染症等の患者が増加している。

また、20歳未満の人工妊娠中絶も増加傾向にあり、その率は、全国平均を大きく上回る状況である。

については、福祉保健部及び教育委員会が連携して、若者の性感染症のり患及び望まない妊娠を避けるための性教育活動をより推進するとともに、地域における予防啓発の強化に一層努められたい。

(7) 生活環境部

ア 男女共同参画による家庭づくりについて(男女共同参画推進課)

鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)では、男女が、家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会の実現を目指すとして規定している。

しかし、現在でも性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、家庭における男女共同参画推進に関する施策が十分になされているとは言いがたい状況である。

については、家庭内における男性の家事等への携わり方の不足を改善する施策を進められたい。

イ 県営住宅の家賃の未収金対策について(住宅環境課)

県営住宅の家賃(家屋貸付料)の未収金は、前年度に比べ1,336万5,210円増加し、収納率も1.3ポイント低下する等年々悪化している。

特に、市町村に管理委託している県営住宅の未収金は、前年度に比べ大幅に増加している。

については、該当市町村に対し未収金の回収に一層努めるよう、強力に働きかけられたい。

(8) 商工労働部

ア 商店街活性化施策の充実について(経済交流課)

中心市街地活性化のため市町村が策定した基本計画等に基づき、地元市町村と連携して様々な活性化施策が実施されているが、結果として成果の上がっていない商店街が見受けられる。

については、個々の施策の効果を検証するとともに、活力不足の原因究明を再度行い、抜本的な対策に取り組む等商店街活性化施策の充実に努められたい。

イ 企業立地促進のための補助、貸付け等に当たっての審査体制の強化について(産業開発課)

企業立地を促進するための補助、貸付け等に当たっては、現在、信用調査機関の資料の活用、直近の決算書の調査等により、財務内容等の審査がなされているところであるが、最近、補助金の交付後に補助事業者が破産し、補助金の回収の見込みが立たない事案が発生した。

このような事態を未然に防止するため、審査体制の強化を図られたい。

ウ 雇用創出奨励金の窓口について(産業開発課及び労働雇用課)

解雇等により失業を余儀なくされた者、新規学卒者等の雇用の場を確保する目的で雇用創出支援奨励金が支給されているが、当該奨励金は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)及び中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)の認定・承認事業所であるか否か等により、「新規・成長分野雇用創出奨励金」又は「中小企業等雇用創出支援奨励金」に分かれ、それぞれ産業開発課又は労働雇用課が窓口になって事務を担当している。

事業所にとって窓口が2つあることは分かりにくいいため、一本化する等の改善を検討されたい。

(9) 農林水産部

ア 今後の林政行政について(林政課及び森林保全課)

平成14年に見直しされた県の地域森林計画では、今後10年間で新たに3,000ヘクタールを超える拡大造林が計画されている。

この計画について、県営林事業を行う林政課及び当課が所管する財団法人鳥取県造林公社では拡大造林は行わないこととしているのに対し、森林保全課では公的助成により民有林の大部分を占める森林所有者に対して拡大造林を推進することとしている。

公的資金を投じて推進する林政行政で、このように対応が異なることは好ましいことではないと思われるので、地域森林計画の見直しを含め、一体的かつ確かな林政行政を推進するよう検討されたい。

イ つくり育てる漁業の新規展開について(水産課)

近年、本県における漁獲量の減少傾向が続く中、「つくり育てる漁業」の一層の推進が求められている。

しかし、本県の栽培漁業の主役魚であるヒラメについては、天然海域での寄生虫症の発生のため、今年度から放流事業が休止されている。

については、ヒラメに代わる次期放流対象種として、定着性魚介類等への拡大を推進するとともに、病気に強いヒラメをはじめ新しい魚種の養殖技術等の研究又は養殖漁業関係者への支援を行う等、早急につくり育てる漁業の新規展開に努められたい。

(10) 農林水産部及び県土整備部共通

工事請負及び業務委託における契約の変更について(農政課及び管理課)

工事請負契約及び業務委託契約において、別途発注すべきものを原契約の増額としている等、契約の変更が安易に行われていると思われる事例が散見された。

契約の変更には当たっては、その内容、金額、工期、必要性、時期等を十分精査して、適正な執行に努められたい。

(11) 県土整備部

監督補助業務及び積算補助業務の委託について(管理課)

業務の軽減等を図るため、監督補助業務及び積算補助業務の委託契約が締結されているところであるが、県土整備部長通知で定められた積算基準で示されている時間数を大幅に上回って業務を行わせているもの、契約の内容と実態が異なっているもの等の事例が見受けられた。

このことは、積算基準が十分理解されず、また、実態に応じた具体的取扱いが示されていないことによるものと考えられる。

また、契約の透明性及び公平性を確保するため、実態に応じた変更を行うことは重要なことである。

については、適正な業務委託となるよう指導されたい。

(12) 出納局

ア 業務委託契約への最低制限価格制度等の導入について

コンピューターのソフトウェア開発、清掃、測量、設計その他の労働集約的な業務においては、人件費の占める割合が高く、低価格で落札された場合は契約内容の適正な履行が確保されないおそれがあり、また、著しく低い価格で契約を締結することは公的機関として好ましいとはいえない面もある。

については、入札制度が目指すところの健全な競争性の確保及び適正な履行の確保を図るため、労働集約的な業務についても最低制限価格制度等の対象とすることについて検討されたい。

イ 業務委託により発生した著作権の取扱いについて

県が業務委託により作成させたデザインを使用した印刷物等を発注する場合に、デザインの著作権が業者にあることを理由として、随意契約を繰り返していた事例が見受けられた。当該業者と随意契約を繰り返すことは、適正な競争原理が働いているとはいえない。

については、業務委託により発生した著作権を、県に帰属させる取扱いとするよう検討されたい。

(13) 病院局

職員に交付した被服の保全に要する経費について(総務課)

県立病院では、職員に交付した医師の白衣、看護師の看護衣等の洗濯経費を公費で負担しているが、鳥取県病院局被服交付規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号)によれば、被服の洗濯に要する経費は使用者である職員が負担すべきと考える。

しかし、血液、細菌等が付着しているおそれがある被服を個々が洗濯することにも問題があると思われるので、他の公立病院における実態を踏まえ、県の規程も勘案しながら、規程と実態が整合するよう検討されたい。

(14) 警察本部

署員が不在の場合の電話の対応について

署員が不在の場合、交番への電話は本署に転送される仕組みとなっているが、駐在所の場合は留守番電話となっている。

特に駐在所においては、事件・事故の処理及びパトロールのため不在となることが多く、緊急連絡について対応できない場合があると聞いている。

また、現在検討されている駐在所、交番等の統合・再編により駐在所等が減少するため、犯罪の増加等を危ぐする意見も見受けられる。

再編計画案によれば、空き駐在所等は大幅に減少するとされているが、パトロール等による署員の不在は今後も見込まれるので、緊急の場合に対応するため、本署への電話の転送も含め連絡体制の整備について検討されたい。

(15) 人事委員会

職員採用試験の面接について

県職員の採用試験において、面接は、人事委員会事務局、任命権者及び民間人の3者で行われている。

採用試験における面接は、県の求める人材を見極める上で重要なもので、受験者にとって一生を左右するものであり、公平性を確保する観点からより多くの者による面接が行われるよう検討されたい。

